

千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)

県土整備部都市整備局公園緑地課

1 禁止地域等とは

千葉県屋外広告物条例（以下「屋外広告物条例」という。）第4条では、良好な景観の形成や風致の維持及び公衆に対する危害防止の観点から、原則として広告物等を表示または設置してはならない地域、区域または場所を禁止地域等としています。

首都圏中央連絡自動車道の道路の区域は、供用開始に伴い禁止地域等となりますが、その沿道については知事の指定により禁止地域等となります。

※ 適用除外となる広告物等（禁止地域等において表示または設置できる広告物等）

屋外広告物条例第8条の規定により、禁止地域等の規制の適用を除外される広告物等があります。

(例)・国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示または設置する広告物等

- ・ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示または設置する広告物等（規則で面積等の基準があります）
- ・ 事業所等に表示または設置する自己の名称、商標などの広告物等（規則で面積等の基準があります）
- ・ 道標、案内図板（規則で面積等の基準があります）
- など

2 禁止地域等の指定(案)

千葉県屋外広告物条例第4条の規定により、禁止地域等を次のとおり指定する。

第7号によるもの

「首都圏中央連絡自動車道のうち、大栄ジャンクションから多古インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域」

「首都圏中央連絡自動車道のうち、多古インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域」

[参考資料] 案内図(別紙)
位置図(別紙)

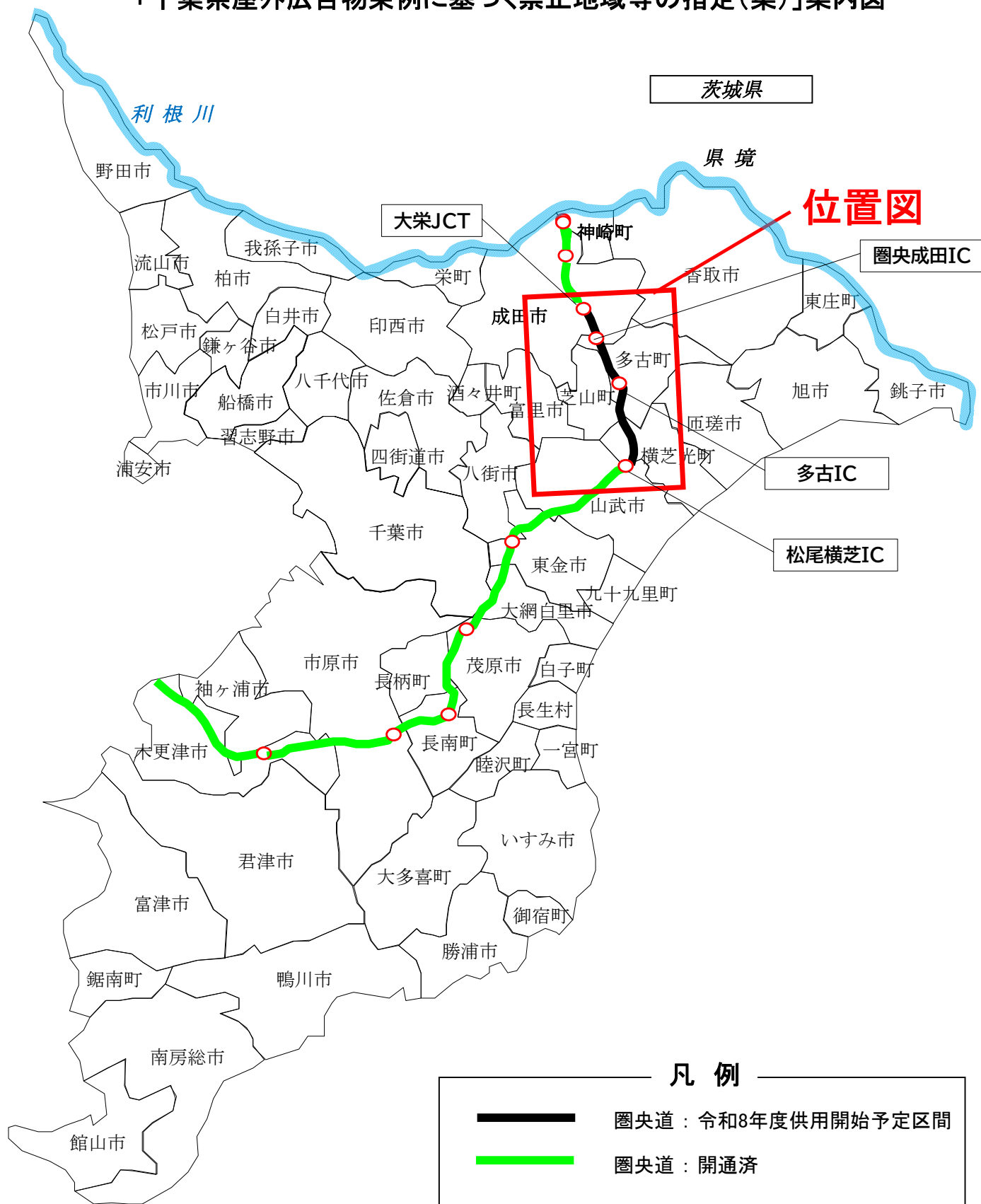
(注) 大栄ジャンクションから多古インターチェンジまでの区間と多古インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間の供用開始時期が異なる予定となることから、それぞれ供用開始に合わせて指定することとします。

(注) 展望できる区域とは

原則として道路から見渡せる区域をいいますが、自然の立地条件により広告物の設置区域が展望できない場合は、その区域は規制の対象から外れます。

ただし、人為的障害物による場合は、規制の対象となります。

「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」案内図



「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」位置図



指定する首都圏中央連絡自動車道の区間

禁止地域等は、両側の路端から側方へ一〇〇メートル以内の
区域で、道路から展望できる区域

※大栄ジャンクションから多古インターチェンジまでの区間と多古インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間の供用開始時期が異なる予定となることから、それぞれ供用開始に合わせて指定することとします。